

USPTO、改正特許法の施行規則案の意見募集を開始

2012年1月6日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は、昨年9月16日に成立した特許改革法¹（リーヒ・スミス米国発明法）のうち、1年後の2012年9月16日施行部分及び1年半後の2013年3月16日施行部分に関する施行規則案の公表を開始した。

1月6日時点で公表されている規則案（官報）は4本であり、

- (1) 第三者による情報提供制度に関する規則（Changes To Implement the Preissuance Submissions by Third Parties Provision of the Leahy-Smith America Invents Act）²
- (2) 特許付与後異議申立制度導入等に伴う諸手続の規則（Changes To Miscellaneous Post Provisions of the Leahy-Smith America Invents Act）³
- (3) 手続き上の不公正行為に関する規則（Implementation of Statute of Limitations Provisions for Office Disciplinary Proceedings）⁴
- (4) 宣言書または宣誓書に関する規則（Changes To Implement the Inventor's Oath or Declaration Provisions of the Leahy-Smith America Invents Act）⁵

となっており、(1)の第三者による情報提供制度については、濫用により、多量の文献の提出を防ぐべく、文献数が3以下で最初に提出した場合は手数料が免除されること等が提案されている⁶。

これら施行規則案は合計で9本の提示が予定されており、残りの5本は

- (5) 補充審査（Supplemental Examination）
- (6) 特許付与後レビュー（特許付与後異議申立制度 Post-Grant Review）
- (7) 当事者系レビュー（Inter Partes Review）

¹ 2011年9月16日付 NY 発知財ニュース：[特許改革法案（リーヒ・スミス米国発明法案）成立](#)（PDF）参照

² [2012年1月5日付官報](#)（PDF）

³ [2012年1月5日付官報](#)（PDF）

⁴ [2012年1月5日付官報](#)（PDF）

⁵ [2012年1月6日付官報](#)（PDF）

⁶ 通常は\$180の手数料が必要。

- (8) ビジネス方法特許に対する経過措置(The Transitional Program for Covered Business Methods)
 - (9) 真の発明者決定手続(Derivation)
- についての公表が1月中旬～下旬にかけて予定されている。

これらの規則案には、いずれも60日間の意見募集期間が設けられており、意見募集を経て正式に決定される。また、今回の規則案の公表にあわせて、USPTOでは、2月から3月にかけて全米7箇所で開催⁷する予定である。

(了)

⁷ 2月17日のUSPTOでの説明会を皮切りに、Sunnyvale(カリフォルニア州)、Salt Lake City(ユタ州)、Dallas(テキサス州)、Ft. Lauderdale(フロリダ州)、Boston(マサチューセッツ州)、Chicago(イリノイ州)の合計7箇所で開催される。1箇所当たり、1日の開催。